

出品商品選定ガイドライン

【1】 香港の輸入規制に該当するため、不可とするもの

① 下記 添加物が含まれる商品

ベニコウジ色素、ベニバナ色素、カンゾウを含む加工品。

② 水産品

福島原発 ALPS 処理水放出に伴う水産物輸入禁止措置に該当するため、規制の対象となる 10 都県（東京都、福島県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県）で収穫・製造・加工・パッキングされた水産品／水産加工品類全般の取り扱いはありません。

③ 精肉全般（牛・豚・鶏等）／生卵（完全非加熱以外）／米

上記記載の物は輸入規制条件や諸手続きが複雑なため、今回の企画では出品不可とさせていただきます。なお、上記規制をご理解の上、既に現地への輸出（原則現地取引可能商品）を行っている事業者様はご相談ください。

また、次の例のような**加熱済み商品（加工品）は出品可能**です。

・ex) 加熱済ハンバーグ／角煮等 完全加熱の煮卵や卵サラダ ライスパック

④ 牛乳

事前審査・検査など多段階の手続きを要するため、すでに香港で販売実績のある商品（原則現地取引可能な商品）以外は除外させていただきます。**乳製品類（加工品）については出品可能**です。

⑤ 氷菓

事前審査・検査など多段階の手続きを要するため、すでに香港で販売実績のある商品（原則現地取引可能な商品）以外は除外させていただきます。香港の冷凍宅配の精度が日本よりも低く、冷凍状態の担保がやや難しく、出品を検討される場合は形状にもご注意ください（コーンタイプやバータイプは品質の担保が難しい状況です）

⑥ アルコール度数が 30 度を超えるお酒類

事前審査・検査など多段階の手続きを要するため、すでに香港で販売実績のある商品（原則現地取引可能な商品）以外は除外させていただきます。

【2】 商品の輸出適性から、不可とするもの

① 賞味期限が 3 カ月未満のものはご相談ください

空輸も活用することにより一般的な輸出よりは短賞味期限のものも取り扱いができますが、納品時の残賞味期限が 3 カ月未満のものはご相談ください。1 週間未満のものは取り扱い不可とさせていただきます。

② パッケージの耐久性が低いもの（密封されていないものを含む）

日本国内輸送以上に過酷な輸送環境になるためパッケージの耐久度は確認ください。